

書印鑑押入

平成 30 年度 苫小牧実証試験センター 地上設備
操業運転用 A 重油購入

入 札 説 明 書

日 本 C C S 調 査 株 式 会 社
総 務 部

内 訳
入 札 説 明 書
入 札 書
委任 状
単 価 契 約 書 (案)
注 文 書 (案)
購 入 仕 様 書

入札説明書

日本CCS調査株式会社(以下「JCCS」という。)が、平成30年度苫小牧CCS実証試験センター地上設備で使用する燃料のA重油購入に関し、平成30年3月14日付で当社ホームページにてお知らせした入札について、本入札説明書の記載内容に従い入札書類(各種添付書類を含む。)の作成・提出を依頼する。

1. 競争入札に付する事項

①名称

平成30年度 苫小牧CCS実証試験センター地上設備 操業運転用A重油

②調達物品の仕様等

購入仕様書(別添3)による。

③契約期間

平成30年4月1日から平成30年9月30日まで

④納入場所

購入仕様書(別添3)による。

⑤入札方法

開札時納入単価とする。

2. 競争参加資格

- ①現在、国又は政府関係機関等から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の行政処分を受けている期間中でないこと。
- ②暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げるものでないこと。
- ③入札説明会参加者であること。
- ④石油元売り会社と特約販売店契約を締結している者又は石油元売り会社からの供給証明書を受けた者。なお、入札者が協力を依頼する会社が有している場合も認めることとする。

3. 入札説明書の構成

入札説明書は、次に定める書類にて構成される。

- (1) 入札説明書(本書)
- (2) 入札書(別添1)
- (3) 委任状(別添2)
- (4) 単価契約書案(別添3)
- (5) 注文書案(別添4)
- (6) 購入仕様書(別添5)

4. 入札者の義務

この一般競争に参加を希望する企業(以下「入札者」という。)は、JCCS の購入仕様書に基づく品質の A 重油を JCCS が指定する期日・時間に必要数量を納品すること。

購入仕様書に記載する分析データを JCCS が指定する期日までに提出すること。

なお、この一般競争入札において、得た全ての情報について秘密を保持し、JCCS の事前の書面による承諾がない限り、一切第三者に開示、漏洩してはならない。

5. 入札説明会の日時及び場所

平成 30 年 3 月 20 日(火) 11 時 00 分から

JCCS 総務部

東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー19F 1906 会議室

(1) 平成 30 年 3 月 19 日(月) 17 時までに、説明会への参加及び参加者氏名・所属部署名を連絡先宛に文書(メール、ファクスを含む)にて連絡すること。

(連絡先)

JCCS 総務部 資材調達グループ 渡辺 昭/浅見 光

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー19F

電話:03-6268-7380 FAX:03-6268-7385

e-mail アドレス:akira.watanabe@japanccs.com

hikaru.asami@japanccs.com

(2) 参加人数は各社 2 名を限度とする。

(3) 入札説明会参加時の提出書類

最近(3 年分)の営業報告書、パンフレット等の会社概要説明資料及び石油元売り会社との特約販売店契約書(写)又は供給証明書(写)を提出すること。

6. 入札書作成への照会

入札書の作成に関し、下記内容にて質問等文書による照会を受け付ける。

(1) 照会期限 平成 30 年 3 月 22 日(木) 15 時 00 分まで受付

(2) 照会宛先 5. (1)と同じ

(3) 回答期限 平成 30 年 3 月 23 日(金) 12 時までに回答する。

(4) その他 照会内容及びそれに対する当社の回答文書に関しては、内容により公開することもある。

7. 入札及び開札期日及び提出場所

平成 30 年 3 月 27 日(火) 13 時 30 分

JCCS 総務部

東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー19F 1906 会議室

(1) 入札書提出部数 1部

入札書は別添 1 の書式に基づき1部作成すること。また入札書には、印鑑証明書（原本、発行日から 3 か月以内のもの）を添付のこと。入札書の有効期限は入札日より2ヵ月する。

(2) 入札者は、入札書を直接提出しなければならない。

(3) 上記提出期限後並びに提出場所以外への提出は一切認めない。

(4) 入札書は別封筒に入れ、封緘の上で入札者の氏名を表記すること。

(5) 入札者は代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない

(6) 入札に参加しないことを決定した場合には、その旨を直ちに連絡先まで書面にて連絡し、その連絡発送日より5暦日以内に、JCCSより受領した全ての書類を返却するものとする。

8. 入札者は提出した入札書の変更及び取り消しをすることができない。

9. 入札の無効

入札公告及び本説明書に記載の競争参加資格のない者による入札、並びに入札に関する条件に反した入札は、無効とする。

10. 落札者の決定方法：

入札者の中から、最も安価で入札した者を落札者とする。落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる時、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すことになる恐れがあつて著しく不適當であると認められる時は、入札した他の者のうち、次点の入札価格を提示した者を落札者とすることがある。

また、JCCS が上記の恐れを調査する場合、当該入札者は協力の義務を負う。

なお、審査結果に関する個別の問い合わせには応じない。

11. 入札保証金及び契約保証金：無し

12. 契約書の作成：要

13. 請求単価の決定基準

①基準単価

請求単価の指標として、一般社団法人経済調査会が公表するデジタル物価版「石油製品編」都市別石油製品価格札幌ローリー一渡し A 重油 L.S の KL 単価を基準単価として用いるものとする。

②請求単価の決定

- (1) 請求単価は納入時期により、納入月を上旬(1～10 日)、中旬(11～20 日)、下旬(21～末日)の 3 回に区分する。
- (2) 請求単価は、直近の基準単価に差額率を適用して、以下の通り決定する。
なお、算出された単価の小数点第 3 位以下は切り捨てとし、小数点第 2 位までの数値を請求単価とする。

$$\text{請求単価} = \text{直近の基準単価} \times \text{差額率}$$

- (3) 差額率は、入札時の入札単価と入札時直近の基準単価を用いて、以下の通り決定する。

$$\text{差額率} = \text{入札単価} / \text{入札時点直近(平成 30 年 3 月下旬公表)の基準単価}$$

14. 支払条件: 別添注文書(案)による。

15. その他

①入札の取止め

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に実施することができないと JCCS が判断した場合には、当該入札者の入札を不参加にさせる、または入札の実施を延期する、もしくは取止めることができる。

②無効な入札

上記 10. 入札の無効に加え、下記に該当する入札は無効とする。

- (1) 委任状を持参しない代理人による入札
- (2) 記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)を欠く入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 明らかに連合によると認められる入札
- (6) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 者以上の代理をした者の入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

③再入札

落札となるべき入札単価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者のみで再入札を行うものとする。よって、入札参加する者は予め複数枚の入札書を準備しておくこと。

④入札書等に使用する言語及び通貨

入札書及び提出資料等に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

⑤契約書等の提出

落札者は、JCCS から交付された契約書に記名捺印し、JCCS の指定する日までに、JCCS に提出しなければならない。落札者が JCCS の指定する日までに契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

⑥落札決定の取り消し

落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができるものとする。

⑦見積書の提出

落札決定後、落札者は JCCS の指定する日までに分析料ついて、単価で見積書を提出すること。

⑧業務の取りやめ

入札期間中に何らかの事由により本業務が取止めになった場合、取止めの通知までに要した費用の請求については一切認めないものとする。

以 上